

# 理容所・美容所の 衛生管理と必要な届出

令和5年度  
理容所・美容所衛生管理講習会

札幌市保健所 生活環境課



SAPPORO

それでは、理容所・美容所衛生管理講習会を始めます。  
まずは1つめのセクション、理容所・美容所の衛生管理と必要な届出についてお話したいと思います。

## お話する内容

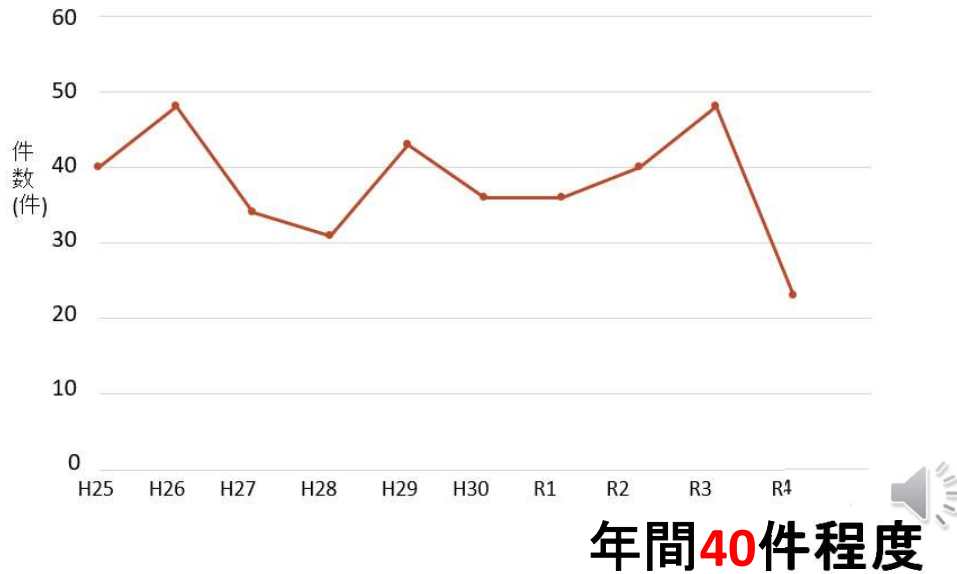
- 保健所に寄せられた相談内容
  - 無資格者施術について
  - 施設の衛生管理について
  - 無届営業について
- 出張理美容制度
- 事業譲渡について  
(R5.12.13～)



このセクションでは、主に3つのトピックについてお話します。  
一つ目は、保健所に寄せられた相談内容についてです。  
その中で、特に相談件数が多く、営業者に気を付けていただきたい項目についてご説明いたします。  
二つ目は、出張理美容制度についてご説明いたします。  
三つ目は、事業譲渡についてご説明いたします。

## 保健所に寄せられた相談件数

- 過去10年間の相談件数の推移

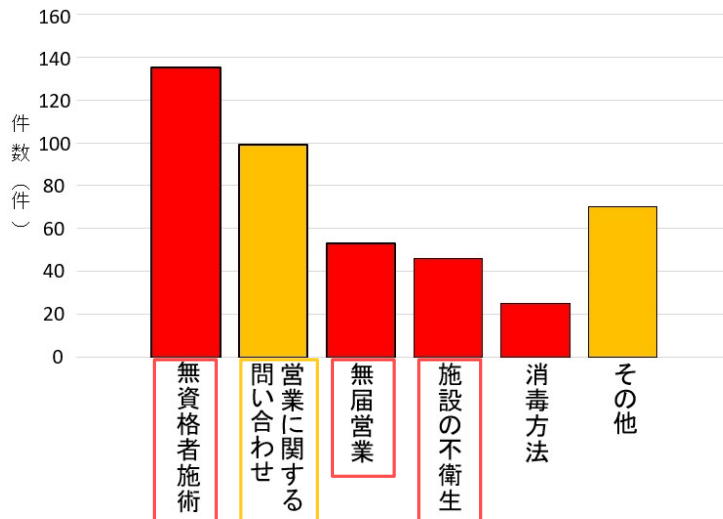


こちらは過去10年間に寄せられた理美容所に関する相談件数を示したグラフです。年度によって件数にばらつきがありますが、1年間で40件程度の相談が寄せられており、約3割が理容所の相談、約7割が美容所の相談となっております。

# 相談内容別でみると

※ 過去10年間(H25～R4年度)に札幌市保健所に寄せられた相談事例を集計(複数該当有)

計428件



## 営業に関する問い合わせの主な内容

- ・新規開設について
- ・従業員の変更届等について
- ・理(美)容師免許証、管理理(美)容師修了証について

4

こちらは先ほどの相談件数を相談内容別に置き換えたグラフです。

グラフからわかるとおり、◆クリック◆無資格者施術に関する問い合わせが最も多くなっています。

相談件数の多かった項目のうち、無資格者施術、◆クリック◆無届営業、◆クリック◆施設の不衛生の3項目については、のちほど事例を取り上げてお話ししたいと思います。

なお、◆クリック◆2番目に多かった営業に関する問い合わせの内容としては、新規開設の際の手続きや必要書類、設備に関する問い合わせが半数を占めているほか、従業員の変更等の各種届出についてなどの相談が寄せられているところです。

# ホームページにも掲載しています

## 各様式や開設の案内、お知らせなど

札幌市  
City of Sapporo

お探しの情報はありますか。サイト内検索

緊急当番区 | 緊急時の連絡先 | 避難場所 | 文字サイズ | 縮小 | 標準 | 拡大 | 色合いの変更

ホーム | 防災・防犯・消防 | 暮らし・手続き | 健康・福祉・子育て | 教育・文化・スポーツ | 観光・産業・ビジネス | 市政情報

ホーム > 健康・福祉・子育て > 生活衛生 > 理容・美容・クリーニング業・コインランドリー > 理容業・美容業の届出

理容業・美容業の届出

更新日: 2019年2月19日

理容業・美容業の届出

新規申請

理容業・美容業を開設する場合や、既存施設の大規模な変更などの場合は、事前に開設届を提出して保健所長の確認を受けなければなりません。

構造上の基準等が多くありますので、企画計画の段階で事前にご相談ください。

→開設手続きの流れ、主な構造設備基準など

各種届出

添付書類が必要な場合もあることから、届出の前にお問い合わせください。

届出が必要な例

- 「閉鎖変更届」...届出内容に変更が生じた場合
- 「従業員変更届」...理・美容所で従業員が変更になった場合
- 「廃止届」...営業をやめた場合



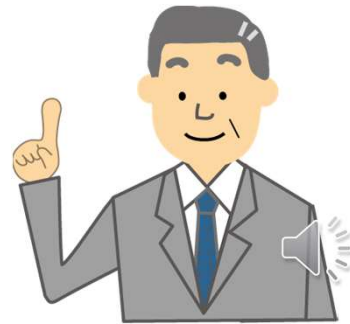
理容所・美容所の届出



開設手続きの流れや届出の各種様式、お知らせなどは札幌市のホームページにも掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

## お話し内容

- 保健所に寄せられた相談内容
  - 無資格者施術について
  - 施設の衛生管理について
  - 無届営業について
- 出張理美容制度
- 事業譲渡について  
(R5.12.13～)



6

まずは相談件数の最も多かった、無資格者施術についてです。

## 無資格者の行える範囲

### 行えないこと

- カット、シャンプーやカラー剤を塗るなどのお客さんに触れる作業

### 行えること

- 受付
- 施設内外の清掃
- タオルの洗濯



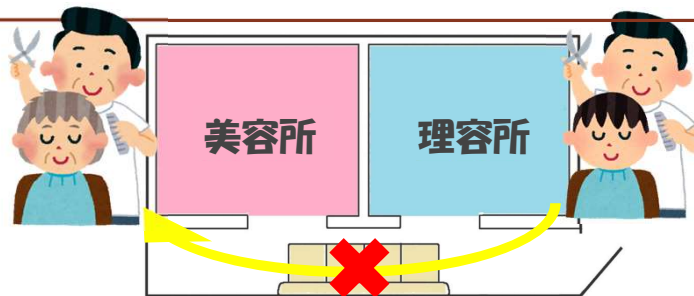
理美容所では、資格を持った人しかお客さんに対してカットをしてはいけないことは皆様ご存じだと思いますが、シャンプーやカラー剤の塗布など、お客さんに触れるような作業も同様に、行ってはいけない行為です。

無資格者の行える範囲は、受付や施設内外の清掃、タオルの洗濯などです。

ここでは、実際に通報を受けて対応した無資格者施術の事例等について2つ紹介します。

## 無資格者施術の事例①

- 理美併設店
- 理容師免許あり
- ~~理容師が男性客は理容所、女性客は美容所で施術~~



1つめは、理容所と美容所が併設しているお店の従業者に話を伺ったところ、「私は理容師免許は持っていますが、美容師免許は持っていません。当店は理美容併設のお店なので、◆クリック◆男性客の場合は理容所部分へ、◆クリック◆女性客の場合は美容所部分へ移動して私がカットしています。」と話していました。この発言のどこかに誤った認識があるのですが、分かりますでしょうか。

理容師は理容所でのみ理容行為ができます(出張理容は除く)。

美容所部分では無資格者となりますので、掃除や受付などの、施術に該当しない業務しかできないこととなります。

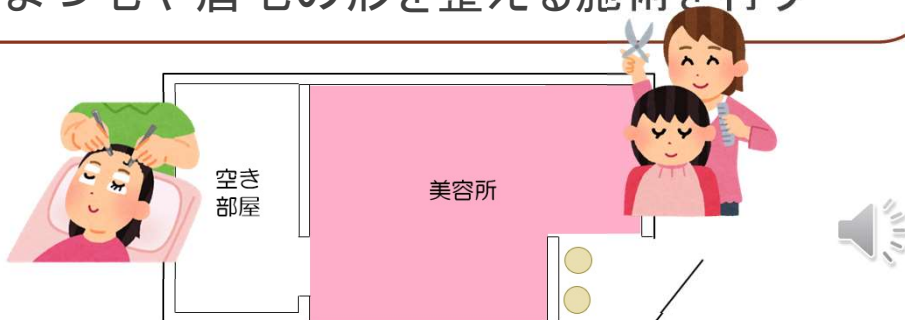
そのため、◆クリック◆男性客は理容所、女性客は美容所に移動して施術するという認識は誤りで、この理容師免許を持った従業者は理容所のみで施術をすることになります。

この事例とは反対に、美容師は、美容所のみで美容行為ができますので、理容所部分では顔剃りはもちろん、他の施術行為もできません。



## 無資格者施術の事例②

- 美容所の空き部屋
- ~~施術者は美容師免許なし~~
- まつ毛エクステーションや、薬品を使用してまつ毛や眉毛の形を整える施術を行う



無資格者施術について、2つ目の事例です。

美容所の一部や空き部屋を使って、まつ毛や眉毛への施術を行いたいという相談についてです。

このために◆クリック◆知人に場所を間貸して施術場所を設けたいとのことでしたが、この方は美容師免許を持っていませんでした。

◆クリック◆まつ毛エクステーションや、薬品を用いてまつ毛や眉毛の形や流れを整える施術は美容行為として取り扱っており、美容師免許を持っていない方は施術ができません。

また、美容所として届出ていない場所での施術も行うことができませんので、注意が必要です。

## 理美容師法の罰則

- 30万以下の罰金
- 理美容師の業務停止
- 施設の閉鎖



無資格者施術だけに限らず、このような違法行為が発覚した際は、まずは行政指導により改善を求めますが、再三の指導に従わないなど悪質な場合には、30万以下の罰金、業務停止、施設の閉鎖など、施術の行為者と営業者の両方に重い罰則があります。従業者の免許を確認せずに雇用してしまい、保健所への通報で初めて無資格者施術が明らかになったという事例もあります。営業者は雇用の際には必ず免許を確認するなど、徹底した管理をお願いします。

## お話する内容

- 保健所に寄せられた相談内容
  - 無資格者施術について
  - 施設の衛生管理について
  - 無届営業について
- 出張理美容制度
- 事業譲渡について  
(R5.12.13～)



二つ目の項目として、施設の衛生管理についてご説明します。みなさんも、ご自身のお店は問題ないか、一緒に振り返ってみましょう。

# 施設の衛生管理①

## 器具の消毒

- 器具は一客ごとに洗浄・消毒しているか
- 消毒の方法は適切か
- 消毒液は期限内のものを備えているか



12

まず、器具の消毒についてです。

◆クリック◆1つめ。器具は一客ごとに洗浄・消毒しているか。器具を介して感染症などを拡げる可能性があります。くしなど数の多い器具は、一客ごとに消毒済みのものを使用して、閉店後にまとめて洗浄・消毒することもできますが、はさみなど数の少ない器具は、1回の施術が終わるごとに洗浄・消毒しましょう。

◆クリック◆2つめ。消毒の方法は適切か。消毒器を備えていても、適切な使い方をしなくては意味がありません。消毒については、次のセクションにて詳しく説明しますので、そちらの動画をしっかり視聴し、ご自分のお店で実践してください。

◆クリック◆3つめ。消毒液は期限内のものを備えているか。消毒液には期限のあるものが多いですが、適切に使用していれば期限内には使い切れるはずですが、もし古いものをお使いの方がいらっしゃいましたら、新しいものを用意して、適切に使用しましょう。

## 施設の衛生管理②

### 器具やタオルの保管

- 未消毒の器具と消毒済みの器具を分けて保管しているか
- 保管場所は清潔か

### 設備

- フタ付きのゴミ箱・毛髪箱があるか



13

次に器具やタオルの保管についてです。

◆クリック◆1つめ。未消毒のものと消毒済みのものを分けて保管しているか。せっかくきれいに消毒した器具を、消毒前のものと一緒にしてしまっは意味がありません。決められた場所に適切に保管し、消毒済の器具が汚染されないようにしてください。

◆クリック◆2つめ。保管場所は清潔か。施設全体に言えることですが、常に整理整頓し、清潔に保つことが重要です。整理整頓がされていないと、清掃が行き届かないことがあるため、不要なものは置かず、きれいにおきましょう。

◆クリック◆その他重要な設備として、フタ付きのゴミ箱・毛髪箱があるか。ゴミ箱はあるが分別されていない、フタがない等の事例が多く見受けられます。適切な衛生管理のためにも、フタはしめましょう。

## お話する内容

- 保健所に寄せられた相談内容

- 無資格者施術について
- 施設の衛生管理について
- 無届営業について

- 出張理美容制度

- 事業譲渡について  
(R5.12.13～)



3つ目の項目として、無届営業についてお話します。

理容所、美容所を始める場合、必ず保健所へ届出し、確認を受けなければいけません。

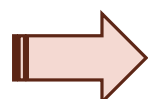
この手続きをせずに営業を始めてしまうと無届営業になってしまいます。

ただ、届け出が必要であることを知らずに無届で営業していたという事例は決して少なくありません。

特に注意が必要なところをまとめましたので、確認していきましょう。

## 無届営業の事例

- ・施設を移転する(同一フロア内でも)
- ・大規模な改装をする



開設届の提出

事前に確認を受ける必要があります！！



15

同一フロア内も含め、施設を移転する場合や、大規模な構造の変更を行う場合などには、

◆クリック◆開設届を提出し、事前に保健所の確認を受ける必要があります。

この場合、改めて基準を満たす必要がありますので、事前に保健所にご相談お願いします。

## 保健所に必要な届出

- 従業員を雇用・解雇した  
※受付スタッフやアシスタントも！
- 管理理美容師を変更・設置した
- 受付スタッフやアシスタントが免許を取得した
- 施設のレイアウトを変更した
- 閉店した(施設を廃止した)



開設届の他にも、以下のような場合には保健所に届出が必要になりますので、忘れずに届出をお願いします。

◆クリック◆従業員を雇用した、解雇したなど、変更があった場合は速やかに届出してください。スタッフの入れ替わりが多い業界かとは思いますが、従業員の届出状況は最新にしましょう。

◆クリック◆管理理美容師が変更になったときも登録が必要です。理美容師が複数名勤務する施設では、管理理美容師の登録が必要です。

管理理美容師の届出は、他の施設と重複できないので、特に店舗を移った場合などは注意してください。

◆クリック◆受付スタッフやアシスタントなど、免許を持っていなかったスタッフが免許を取ったときも、免許証のみ確認しますので保健所へ届出てください。

◆クリック◆レイアウトの変更にも届出が必要です。

理美容所には、守らなくてはならない構造設備基準があります。お店のレイアウトを変える場合は基準を満たしているか確認する必要がありますので、工事をする前に、必ず保健所に相談した上で、変更の手続きをお願いします。

最後に、◆クリック◆施設を廃止したときにも届出が必要ですので、忘れないようにお願いします。



## 保健所に必要な届出

### ■ 従業員を雇用・解雇した

※受付スタッフやアシスタントも！



結核ではないことを確認できる

医師の診断書の提出が必要です。



雇用の届出には理美容師の免許証原本と、結核ではないことの医師の診断書が必要です。解雇の場合は、特に添付書類はありません。

受付スタッフやアシスタントなど、理美容の施術は行わない方も、お店で働く方は従業員の届出が必要になりますので、結核ではないことの医師の診断を受けて、届出してください。

## お話しする内容

- 保健所に寄せられた相談内容
  - 無資格者施術について
  - 施設の衛生管理について
  - 無届営業について
- 出張理美容制度
- 事業譲渡について  
(R5.12.13～)



18

続いては、2つ目のトピックである、出張理美容制度についてお話しします。

# 出張理美容が可能な条件とは？

## 疾病その他の理由



により、理美容所  
に来ることが  
できない者に

## 婚礼

その他儀式に  
参列する者に  
対して儀式の



**これ以外の場合での出張理美容は認められていません**

## 演劇、映画等

に出演等をする者  
に対して、その  
出演の直前に  
行う



## 社会福祉施設等

において、当該  
施設の求めに応じ、  
その入所者に  
対して行う



19

基本的に理容や美容はそれぞれ理容所・美容所でしか行うことができませんが、条件にあてはまる場合のみ、出張理美容が可能です。札幌市内においては、

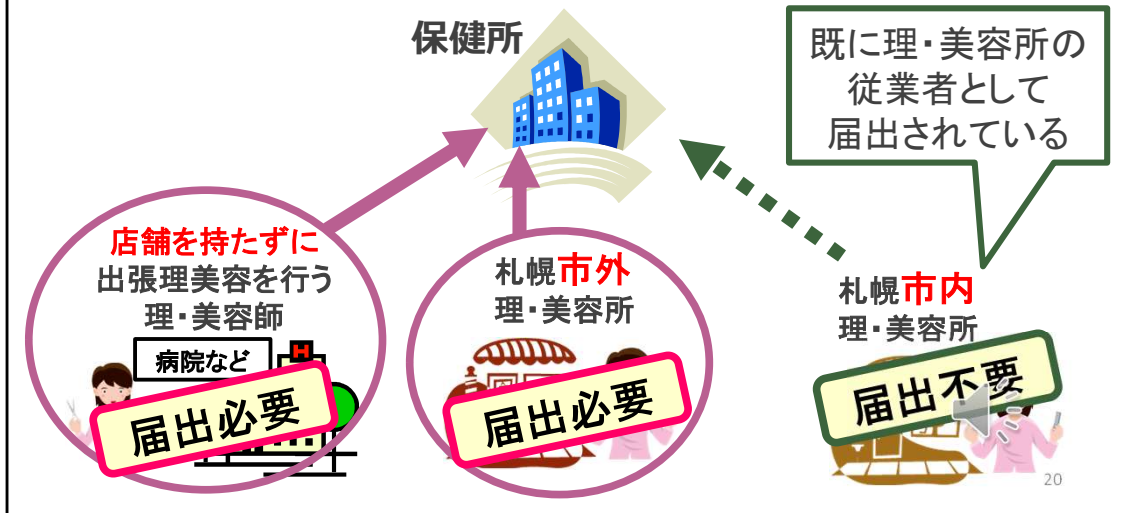
- ◆クリック◆疾病その他の理由により、理・美容所に来ることができない者に対して行う場合
- ◆クリック◆婚礼その他の儀式に参列する者に対して、その儀式の直前に行う場合
- ◆クリック◆演劇、映画等出演等をする者に対して、その出演の直前に行う場合
- ◆クリック◆社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、施設側の求めがあって入所者に対して行う場合の4つです

これ以外の場合での出張理美容は認められていません。

# 出張理美容届出制度

平成26年6月1日～

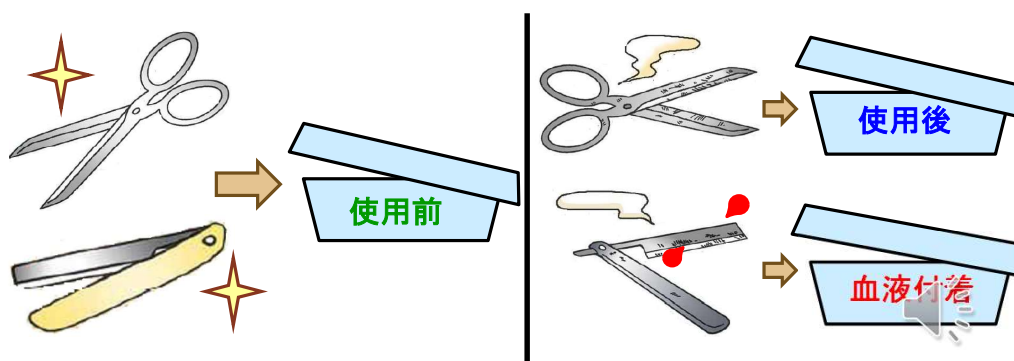
札幌市で出張理美容を行う事業者の届出制度開始



札幌市では、平成26年6月1日より出張理美容を行う際の届出制度を開始しています。届出は、◆クリック◆市内の理・美容所に従業者として登録されていない方が対象です。◆クリック◆札幌市内の理・美容所に従事されている方は、すでに施設の方で従業者登録の届出がされているため、出張理美容として改めて届出する必要はありません。ただし、◆クリック◆札幌市外の理・美容所に従事していて、札幌市内で出張理美容を行う方は、出張理美容としての届出が必要です。届出すると、届出済証が発行されますので、出張理美容に行かれる際に携帯してください。また、札幌市外で出張理美容を行う場合は、それぞれの自治体で届出制度を設けている場合がありますので、各自治体の保健所に直接お問い合わせください。

## 出張理美容の際の注意事項①

- ✓ 一客ごとの器具の消毒
- ✓ 消毒済の器具と使用後の器具の区別  
(血液付着の器具とそれ以外の器具も区別)



21

続いて、出張理美容で特に気を付けていただきたいことを説明します。

施設に出張した際には複数の方を施術することもあると思いますが、使用するタオルやハサミ等は一人毎にその場で消毒するか、あらかじめ消毒しておいたものを人数分用意するようにしてください。

そして、使用した器具は消毒済のきれいな器具と分けて保管することが必要です。さらに、使用した器具の中でもかみそり等の血液の付着しているおそれのある器具と、それ以外の器具とを分けてください。

## 出張理美容の際の注意事項②

✓ 感染症の患者又はその疑いがある方を扱う場合

- ① マスク・手袋等の防護対策
- ② 手指・使用器具の厳重な消毒

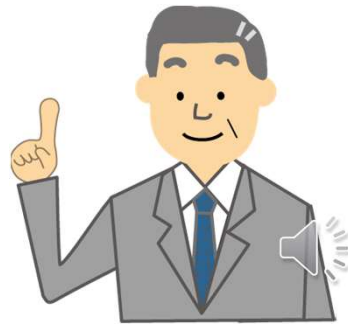


22

続いて、感染症の患者やその疑いがある方に対して施術を行う際の注意事項です。新型コロナウイルス感染症の対策として、普段からマスクは着用されているかと思いますが、今一度マスク、手袋等の感染防護対策をとって下さい。また、施術した後は、手や使用した器具類の消毒を特に厳重に行ってください。

## お話する内容

- 保健所に寄せられた相談内容
  - 無資格者施術について
  - 施設の衛生管理について
  - 無届営業について
- 出張理美容制度
- 事業譲渡について  
(R5.12.13～)



続いては、3つ目のトピックである、事業譲渡についてお話しします。

# 事業譲渡について

令和5年12月13日～

営業者間の事業譲渡により、営業者の地位を承継することができるようになりました。

- ・原則として、承継の前後で許可の内容（移設、レイアウト変更など）に変更がない事が前提となります。
- ・同一性が認められないような大幅な変更がある場合は、別途、新規開設が必要になることがあります。
- ・手数料は不要です。



これまでは、営業者の地位の承継は、相続か、法人の合併・分割による事例のみが認められ、事業譲渡による営業者交代については新規の開設届が必要でした。しかしこのたび、令和5年12月13日からは、事業譲渡による営業者交代が、承継届を提出することにより無料で譲渡が可能となります。ただし、原則として、承継の前後で施設のレイアウト等に大幅な変更がない事が前提となります。そのほか、施設が移転しているなど、同一性が認められないような変更がある場合は、別途、新規開設が必要になることがあります。



# 事業譲渡について

## 必要書類

- ・理容所(美容所)承継届
- ・前営業者から営業の譲渡が行われたことを証する書類  
(譲渡契約書の写し等)
- ・新営業者が法人の場合、登記事項証明書  
(履歴事項全部証明書等を含む)

## 変更がある場合提出が必要となる可能性のある書類

- ・施設平面図
- ・理容師(美容師)の免許取得者全員の理容師(美容師)免許証
- ・理容師(美容師)その他従業者全員の診断書
- ・管理理容師(美容師)修了証書



25

事業譲渡によって理容業・美容業を承継する場合は、承継届のほかに、前営業者から営業の譲渡が行われたことを証する書類の提出が必要です。  
このとき必ず、前営業者の押印がされている必要がありますので、注意してください。

また、新営業者が法人の場合や、施設の設備やレイアウトに変更がある場合、理容行為・美容行為を行う従業員が変更となる場合など、追加で提出の必要のある書類が変わってくることもあるため、保健所へ一度ご確認をいただくようお願いいたします。

ご視聴ありがとうございます



「器具等の洗浄・消毒と  
適切な薬剤の使用」  
もご覧ください。



26

以上で一つ目のセクションである「理容所・美容所の衛生管理と必要な届出」に関するお話を終わります。

「器具等の洗浄・消毒と適切な薬剤の使用」の動画もご覧ください。